

# 手話通訳事業に先進的に 取り組む自治体紹介

シリーズでお伝えしている「手話通訳設置事業に先進的に取り組む自治体紹介」をするこの企画。  
第11回は、石川県白山市のご紹介です。新型コロナウイルスの関係で訪問が難しいため、  
白山市から経過と現状について報告をいただきました。

## 石川県 白山市

報告：白山市



### はじめに

石川県白山市は2005(平成17)年2月に1市2町5村の8つの自治体の合併により誕生し、2021(令和3)年で17年目に入りました。市を形成する8地域は、古くから、平野部は物流の拠点として、山麓地域は霊峰白山のふもとに建立された多くの社寺の門前町として栄えてきました。住んでよかったと実感できるまちづくりを目指し、「健康で笑顔あふれる元気都市 白山」の実現のための施策を展開しています。



### ●白山市の概況

- 1 人口 113,581人(2020年4月1日現在)
- 2 手帳所持者数
 

身体障害者手帳	3,744人
(うち聴覚障害者数	254人)
療育手帳	856人
精神障害者保健福祉手帳	948人
- 3 意思疎通支援事業  
手話通訳者派遣状況(令和元年度実績)  
登録手話通訳者262件、職員45件
- 4 手話通訳ができる職員5人  
(正職員3人、会計年度職員2人)

### ●手話通訳のできる職員採用の経過

1995(平成7)年に国が障害者計画を策定し、相次ぎ1996(平成8)年石川県が策定、そして同年に旧松任市(人口 62,990人)が「松任市障害者計画」を策定しました。当時、県聴覚障害者協会等で構成する「県手話通訳制度を確立する推進委員会」が市町村に有資格手話通訳者を設置していく等の運動方針から、市町村に対しての働きかけを行っており、旧松任市聴覚障害者協会からも同様の要望がだされていました。松任市障害者計画には「手話通訳士の採用(複数設置)」、「市職員の手話研修」が明記され、行政もそれに応える形となりました。

- ①1998(平成10)年 旧松任市で手話通訳士を採用
- ②2003(平成15)年 2人目の手話通訳士を採用
- ③2008(平成20)年 2人目の退職に伴い、白山市として手話通訳士を募集
- ④2009(平成21)年 手話通訳士1名採用
- ⑤2016(平成28)年 3人目の手話通訳士1名採用

※正職員3名の他に、会計年度職員の2名が手話通訳者の資格があり、窓口や庁内外での手話通訳、相談、事業など、1人の手話通訳者に集中することなく業務分担ができます。

## ● 職員の業務内容

管理職1名は障害福祉事務全般、相談支援係1名(課長補佐)は障害者計画、相談支援、手話講習会や生活訓練事業等の事業、条例、差別解消法関係等を担い、給付係1名(主査)は手話通訳・要約筆記者派遣コーディネーター、精神障害者保健福祉手帳事務等を担当。

市議会本会議では手話通訳士を配置(1999年~)しており、前述の職員2名が担当します。(3名体制で県聴覚障害者協会に議会から1名派遣依頼)

その他、障害福祉課内では毎朝手話レッスンがあり、テレビ電話の受付も含め、手話通訳者以外の職員も対応をしています。

## ● 職員採用の効果

- ・ 市民サービスとして円滑な対応ができる。直接手話で手続きや相談が受けられる。
- ・ 手話通訳派遣上での課題や、生活支援等のケースに、庁内や関係機関と連携しやすい。
- ・ 複雑なケースや、権利擁護関係の事案では専門職種と連携ができ、早い対応ができる。
- ・ 聴覚障害者や手話通訳者・要約筆記者等の支援者、地域住民等のニーズが把握でき、事業や施策に反映しやすい。
- ・ 聴覚障害者への情報提供や、合理的配慮などに庁内連携がしやすい。

その他に、手話通訳者の複数配置は、業務上の相談もでき、途切れのない支援ができることから、聴覚障害者の暮らしの安全安心につながっていると考えています。

## ● 白山市共生のまちづくり条例・白山市手話言語条例施行まで

白山市では、2017(平成29)年10月に障害のある人もない人も安心して暮らせるまちづくりをめざし、白山市共生のまちづくり条例を施行しました。

共生のまちづくり条例では、障害のある人の教育、就労、情報コミュニケーションの3つを柱とし、策定委員会を母体に、各分野の検討部会を設置し、障害のある当事者、家族、専門機関等で条例の内容について、検討を深めました。策定委員会、情報コミュニケーション検討部会にもろう者がメンバーとなり、地域社会における情報保障のあり方、聞こえない人への合理的配慮について協議され、条例に必要な事項を検討しました。

しかし、検討を進める中で、手話通訳によるろう者への合理的配慮と、手話を言語として認め、ろう者に対する地域生活や教育のあり方を見直していくということは別問題であると整理され、共生のまちづくり条例とは別に、手話言語条例が必要であるとされました。ろう者だけではなく、難聴者や視覚障害者をはじめ、他の障害の当事者や関係者からも手話言語条例の必要性についての意見が出され、皆の賛同により、手話言語条例ができたことは、白山市の大きな特徴です。

このことにより、別途手話言語条例策定のためのワーキングが設置され、聴覚障害者を座長に、有識者、教育機関、手話通訳士、聴覚障害児の家族、サークル等との協議を経て、2018(平成30)年4月に手話言語条例を施行しました。

この2つの条例は、それに関わった方々が一言一言を考え、白山市の障害に関わる人たちが、真に共生のまちづくりを願う思いのこもった条例となり、施行する運びとなりました。

## 条例に関する主な取り組み

	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度
共生のまちづくり条例関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>●啓発講演会「統合失調症がやってきた」</li> <li>●要オコソビ 松本ハウス</li> <li>●職員対応マニュアルの作成</li> <li>●市職員研修会</li> <li>●合理的配慮配慮ステッカー*制作</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公開講演 深谷井やまゆり園 元家族会代表</li> <li>●中いすバス体験もトークショー パラリンピック代表選手</li> <li>●商工会議所会員企業に啓発用チラシ配布</li> <li>●市店舗に特集ページ掲載</li> <li>●市職員研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●分野別関係者交流会</li> <li>●職員研修会</li> </ul> [コロナにより中止] <ul style="list-style-type: none"> <li>●市民一日委員会</li> <li>●企業訪問</li> </ul>
手話言語条例関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>●聴覚手話通訳、電話リレーサービスの開始</li> <li>●手話サロンたんばぼが市公共施設に専転</li> <li>●啓発用パンフレットとクリアファイルを作成</li> <li>●特集ページを市広報に掲載</li> <li>●市商工会議所広報に条例関係記事を3ヶ月連載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●駅在およびそら手話講座実施</li> <li>●駅なか手話講座実施(道の駅内)</li> <li>●金沢大学にて啓発講演会と手話体験ブースの設置</li> <li>●手話言語学啓発パンフレットの作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●手話おもしろ運動の実施</li> <li>●市広報に「手話フロンティア手話レッスンコーナー」を設ける(毎月掲載)</li> <li>●啓発用動画を制作し、JR駅構内、道の駅、ケーブルテレビなどで連続上映</li> <li>●啓発用ポスターの制作、配布</li> </ul> [コロナにより中止] <ul style="list-style-type: none"> <li>●金沢大学講演事業</li> <li>●駅前おもしろ手話講座</li> </ul>
啓発出版 講座実施	104件	116件	77件

## ●条例施行後の取り組み

白山市では、障害者総合支援法89条の協議会\*を「白山市共生のまちづくり推進協議会(通称ノーマネットはくさん)」とし、就労、こども、くらし、すまい、相談の検討部会で構成されており、当事者団体や障害者施設、医療、教育等の150の関係機関が参画しています。この「ノーマネットはくさん」と市が協働で条例や障害者計画等に基づき、さまざまな取り組みを行っているほか、当事者団体や地元大学、企業、商店街等との連携により、地元に着したさまざまな取り組みを実施しています。

また、聴覚に障害のある人の日中の居場所として街中に手話サロン「たんばぼ」が設置されていましたが、手狭でもあったことから手話言語を発信する拠点として拡充するため、市の公共施設内に移転し、多くの聞こえない人が集える場所となりました。そして2021(令和3)年10月には聴覚障害者のための地域活動支援センターを開設する予定です。

さらに、新規事業として、「合理的配慮提供支援補助事業」を開始し、制度外による手話通訳の派遣や簡易スロープの購入の際などに要する経費の一部を補助し、環境整備の支援

\*協議会は2012(平成24)年4月からの法定化を経て、現在では「障害者総合支援法第89条の3に規定される協議会」として位置付けられています。

を行っています。

## ●今後の課題

聴覚障害者の社会参加等については、さまざまな課題はありますが、現在、市として直面している大きな課題は以下のようになります。

- ①コロナ禍での通訳派遣遠隔手話通訳の体制はとれているが、通訳現場での環境調整や市職員、ろう者ともに利用スキルの向上が求められる。
- ②人材育成 派遣の担い手である手話通訳者の不足が慢性的であるとともに、現職員の定年後の職員採用を見据え、人材育成が急務であるが、養成講座の受講人数も減少傾向にある。
- ③高齢の聴覚障害者への支援 手話でコミュニケーションがとれる日中の居場所や入所施設がない。

以上については、課題解決に向けた取り組みや施策について、地元聴覚障害者協会と連携し、検討していきたいと思えます。



山田市長(中央)、村井健康福祉部長(左)を囲んで

(2021年3月脱稿)